

JTB協定旅館ホテル連盟のみなさま限定

特定技能 宿泊 オンライン講座

～ 今からできる採用準備 ～

Linkus

株式会社JTB 大阪第三事業部 事業創造室
BEENOS HR Link株式会社

CONTENTS

01. 特定技能とは？
02. 特定技能で採用ができる業種・職種
03. 特定技能を希望する求職者
04. 雇用する際の注意点
05. 特定技能の一元管理プラットフォームLinkus

The background features a complex network of thin, light-colored lines connecting numerous small, semi-transparent circular nodes. This pattern is most prominent on the left side of the image and fades into a plain white background on the right. The overall aesthetic is clean, modern, and tech-oriented.

01

特定技能とは？

①特定技能とは？

【特定技能】は、
2019年4月に新しく創設された在留資格です。

一般的に「ビザ」と呼ばれるものの1つで、
これまではNGとされていた仕事内容なども含め、
許可が得られる業務が増えました。

この新しい就労ビザに【宿泊業】が含まれたことで、
ホテルや旅館での外国人雇用の幅が広がりました。

【特定技能】を正しくご理解いただき、
アフターコロナの準備をお手伝いしたいと考えてます。

①特定技能とは？

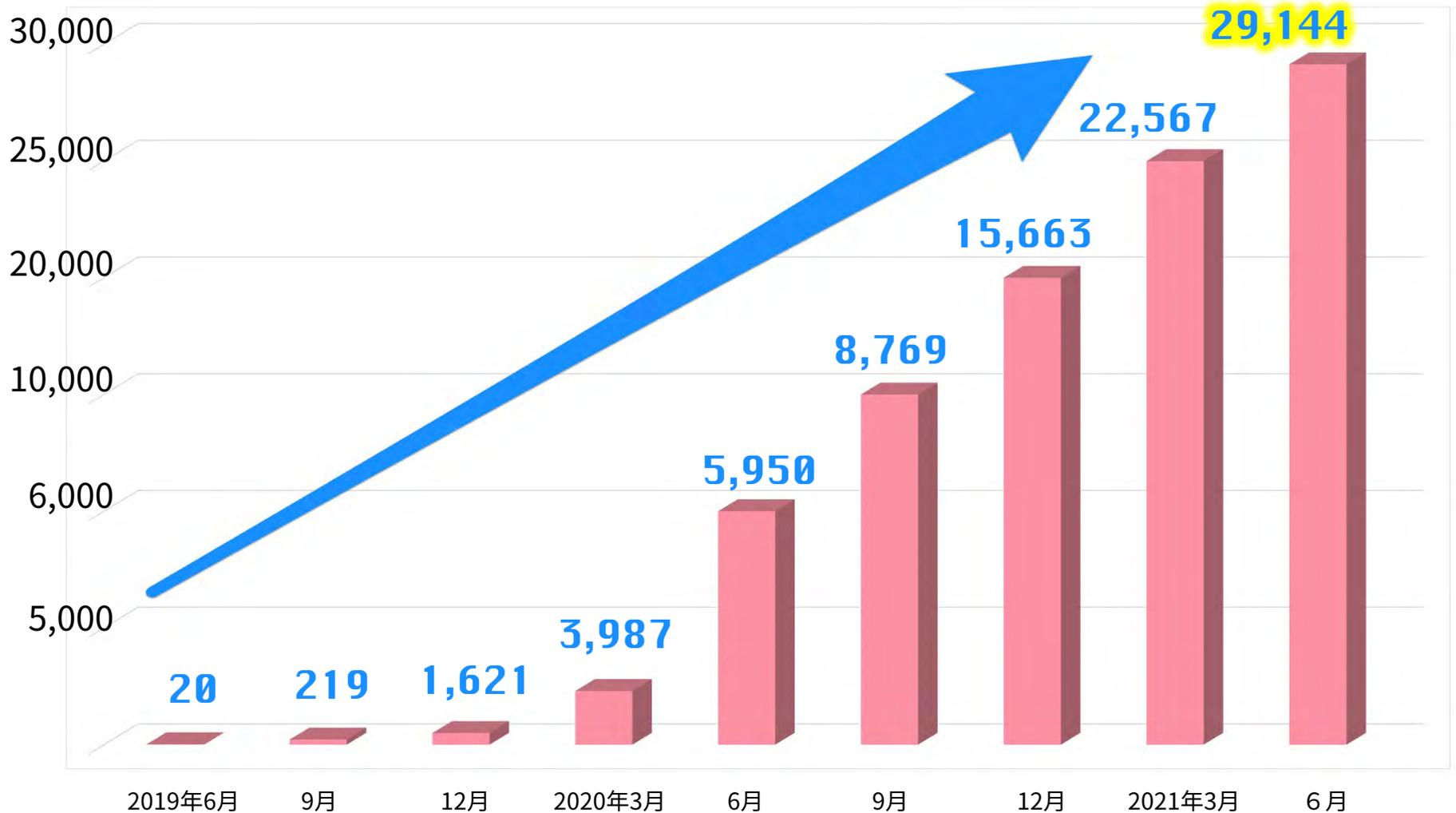
特定技能の特徴

- i 14分野での就業が可能
- ii 宿泊業では幅広い業務へ許可
- iii 登録支援機関の活用で業務軽減も
- iv 資格試験への合格が最低条件
- v 通算5年間の就業が可能



①特定技能とは？

コロナ禍で特定技能で働く人は増えています。(1年で6倍)





02

特定技能で採用ができる業種・職種

②特定技能で採用ができる業種・職種

特定技能は14業種が可能となっています

1. 介護業
2. ビルクリーニング業
3. 素形材産業
4. 産業機械製造業
5. 電気・電子情報関連産業
6. 建設業
7. 造船・舶用業
8. 自動車整備業
9. 航空業
10. 宿泊業
11. 農業
12. 漁業
13. 飲食料品製造業
14. 外食業

②特定技能で採用ができる業種・職種

特定技能は14業種が可能となっています

1. 介護業
2. ビルクリーニング業
3. 素形材産業
4. 産業機械製造業
5. 電気・電子情報関連産業
6. 建設業
7. 造船・船用業
8. 自動車整備業
9. 航空業
10. 宿泊業
11. 農業
12. 漁業
13. 飲食料品製造業
14. 外食業

②特定技能で採用ができる業種・職種

基本、ホテル・旅館など宿泊施設における 業務全般への従事が可能となっています

◆フロント業務：

- ・チェックイン/アウト
- ・周辺の観光地情報の案内
- ・ホテル発着ツアーの手配等

◆企画／広報業務：

- ・キャンペーン／特別プランの立案、
- ・チラシ作成・HP／SNSの運用等

◆接客／レストランサービス業務：

- ・館内案内
- ・宿泊客対応等
- ・配膳／片付け、料理の仕込み、盛り付け等

※ベッドメイキング業務をメインに担当してもらいたい場合には、ビルクリーニング業としての雇用。



03

特定技能を希望する求職者

③特定技能を希望する求職者

特定技能の就職希望者は、
日本語試験と技能試験への合格が必須となっています。

日本語能力試験

※技能実習2号の経験がある場合は不免除の可能性あり。

『国際交流基金日本語基礎テスト』、または『日本語能力試験（N4以上）』の合格が必要です。

雇用する企業によっては、採用基準を『N3以上』にするなど、企業ごとの要望なども様々です。

特定技能評価試験

働く業種ごとにある、特定技能評価試験への合格が必要です。
分野ごとに必要な、技能の知識のテストです。

試験の範囲は、分野によって違いますが、
基本的には、ペーパーテストと実技テストの両方があります。

③特定技能を希望する求職者

宿泊業の特定技能評価試験は、【宿泊業技能測定試験】といい、一般社団法人 宿泊業技能試験センターによって実施されています。

◆概要◆

宿泊業で必要とされる技能や知識である下記5カテゴリーより出題されます。

- ①フロント業務 / ②広報・企画業務 / ③接客業務
- ④レストランサービス業務 / ⑤安全衛生その他基礎知識

日本の旅館・ホテルでの業務に従事するための技能レベルを確認します。
試験は学科・実技に分かれ、学科試験は真偽法による30問を出題し、
実技試験は、現場を想定した実際の対応能力を判定いたします。

<直近の試験実績> ※2021年10月初旬時点

実施日：2021年9月2日～11日

受験者数：281名 合格者数：137名 合格率：48.75%



04

雇用する際の注意点

④雇用する際の注意点

これまで宿泊業での外国人雇用は、留学生などのアルバイト雇用か、高度人材ビザで通訳としての雇用が一般的でした。

しかし、これらにはいくつか注意点があります。

アルバイト雇用には『28時間/週』の時間制限があり、通訳での雇用は、原則『通訳以外の業務NG』です。

これらのルールに反する場合、**入管法違反**になることがあります、**注意**が必要です。

④雇用する際の注意点

特定技能にて人材雇用をする企業には、
下記の様な準備・支援が義務付けられています。

在留資格交付/更新の申請支援

支援計画の策定・実施

事前ガイダンス

出入国時の送迎

住宅確保の支援

生活に必要な契約
などの支援

生活
オリエンテーション

日本語学習機会
の提供

相談・苦情への対応

日本人との
交流促進支援

転職の支援
(非自発的離職)

外国人従業員との
定期的な面談・報告

労働関連法令違反時
に行政機関への通報

05

特定技能の一元管理プラットフォーム
Linkus（リンクス）

⑤特定技能の一元管理プラットフォームLinkus（リンクス）

Linkus

特定技能の採用から入管対応・雇用管理まで総合プラットフォーム

特定技能の採用や継続支援・管理に必要な機能が揃っているため、1つのシステムで一元管理が可能です。

業界唯一 求職者や雇用企業・支援機関の関係者が共同管理できる

業界唯一 営業&管理の両面を一気通貫でサポート



アカウント同士の連携でクラウドの情報共有が可能

自分のプロフィールを登録するだけでMyページを持って連携



関係者の情報を自動反映させて各種書類を生成

関係者同士のプロフィール情報連携で入管提出書類を自動生成



ガイダンスやオリエンの進捗をリアルタイムで共有

管理に必要なTOODチェックやアラートで運用上の抜け漏れを防ぐ

独自開発のチャット機能 ~採用から情報管理・コミュニケーションまで



コミュニケーションツールが異なり、煩雑なやり取りになりがち。



コミュニケーションツールや共有・管理までLinkus内で完結できる。

toB・toCの新しい出会いを提供



システム利用料

550円(税込)/月 (一人あたり)

- ◆地域ごとの無料オンラインセミナー実施についてのお問合せ
- ◆各宿泊施設様、個別の意見交換についてのお問合せ
- ◆本動画の説明/投影資料についてのお問い合わせ

お気軽にお問い合わせください

Business Creation Center

事業創造室 JT B大阪第三事業部

直通アドレス・電話

E-mail : jisou_osaka3@jtb.com

TEL : 06-6252-5104